

# 長野県報

9月24日(火) 令和6年 (2024年) 第544号

目 次

### 告 示

# 公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(2件)(産業立地・IT振興課)	2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・IT振興課)	4
開発行為に関する工事の完了 (2件) (都市・まちづくり課)	5

## 長野県告示第500号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年9月24日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 下伊那郡松川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦 覧に供する。)

森林づくり推進課